

みよし市公平委員会次第

日時 令和2年3月9日(月)

午前10時から

場所 みよし市役所5階特別会議室

1 あいさつ

2 議題

職員団体登録事項の変更について・・・・・・・・・・・・ P1~

3 その他

議題 職員団体登録事項の変更について

みよし市教員組合

- (1) 変更内容 役員の改任及び事務所の所在地の変更
- (2) 変更届出日 令和2年2月17日

<参考；みよし市職員団体の登録に関する条例>（抜粋）

（登録の申請）

第2条 職員団体が、公平委員会にその登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項または、書類を記載または添付した正副2通の申請書を提出しなければならない。

- (1) 理事、代表者その他の役員ならびに法およびこれに基づく条例で定めるところにより職員団体の業務に専従するための休暇を与えられている者の氏名、住所および職名
- (2) すべての事務所の所在地
- (3) 連合体たる職員団体にあってはその旨
- (4) 法人となろうとする職員団体にあっては、その旨
- (5) 規約または定款の作成、役員の選挙その他これに準ずる重要な行為が、法第53条第3項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類
- (6) 登録の申請書を提出する代表者の資格を証明する書類

（登録の通知）

第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に、登録をした旨またはしない旨をその職員団体に通知しなければならない。

（規約もしくは定款等の変更または解散の届出）

第4条 職員団体が、規約もしくは定款を変更したとき理事代表者その他の役員を選任し、もしくは改任したときその他登録の申請書に記載した事項に変更を生じたとき、またはその意志に基づいて解散したときは、その理由を生じた日から10日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届け出をする場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる書類を添付した正副2通の届出書を提出しなければならない。

- (1) 登録の申請書に記載した事項の変更または解散が法第53条第3項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類
- (2) 届出書を提出する代表者の資格を証明する書類

3 第3条の規定は、規約または定款の変更の届出の場合に準用する。

<参考；地方公務員法>（抜粋）

（職員団体）

第52条 1～4 略

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）

第53条 1及び2 略

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

5以下 略



職員団体役員改任届

令和2年2月17日

みよし市公平委員会委員長 殿

職員団体名 みよし市教員組合
代表者氏名 多治見 哲也

役職名	職名	氏名	住所
執行委員長	教諭	多治見 哲也	[REDACTED]
執行副委員長	教諭	深谷 良子	[REDACTED]
執行副委員長	教諭	大久保 武彦	[REDACTED]
書記長	教諭	朝岡 信博	[REDACTED]
会計委員	教諭	山田 祐也	[REDACTED]
執行委員	教諭	田中 鉄成	[REDACTED]
執行委員	教諭	里澤 聰洋	[REDACTED]
執行委員	教諭	金原 洋輔	[REDACTED]
執行委員	教諭	熊本 陽子	[REDACTED]
執行委員	教諭	近藤 晃弘	[REDACTED]
執行委員	教諭	井上 朋美	[REDACTED]
監査委員	教諭	森重 純一	[REDACTED]

役員改任証明書

1 公示日	2020年 1月 9日
2 投票日	2020年 2月 3日
3 投票場所	各職員の所属する学校
4 組合員総数	280名
5 出席組合員数	238名
6 投票方法	一人一票 直接 無記名
7 立候補者数	12名
8 投票結果	別紙の通り

本組合の役員は、以上のとおりすべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数により改任されたことを証明する。

2020年 2月 14日

証明者氏名

みよし市教員組合選挙管理委員長

古田 崇

2020年度 みよし市教員組合役員立候補者

選挙の種類	立候補者氏名	信任	不信任	白票
執行委員長	多治見 哲也	238	0	0
執行副委員長	深谷 良子	238	0	0
執行副委員長	大久保 武彦	238	0	0
書記長	朝岡 信博	238	0	0
会計委員	山田 祐也	238	0	0
執行委員	田中 鉄成	238	0	0
執行委員	里澤 聰洋	238	0	0
執行委員	金原 洋輔	238	0	0
執行委員	熊本 陽子	238	0	0
同上(女性部長)	井上 朋美	238	0	0
同上(青年部長)	近藤 晃弘	238	0	0
監査委員	森重 純一	238	0	0

組合員数 280名

投票者総数 238名

(産休 4名／育休 31名／その他 7名／合計 42名)

2020年2月3日

みよし市教員組合選挙管理委員会
同 委員長 古田 崇



事務所変更届

令和2年2月17日

みよし市公平委員会委員長 殿

職員団体名 みよし市教員組

代表者氏名 多治見 哲也

本組合の事務所を次のとおり変更しました。

みよし市教員組合事務所

新 みよし市三好丘桜一丁目1番地1

みよし市立北中学校 TEL 0561-36-4565

FAX 0561-33-0006

旧 みよし市三好町宮ノ越42

みよし市立三好中学校 TEL 0561-32-1043

FAX 0561-33-1144



31み公第

号

令和2年3月

日

みよし市教員組合

執行委員長 多治見 哲也 様

みよし市公平委員会

委員長 藤本光夫

職員団体の役員の改任及び事務所の所在地の変更の登録について（通知）

令和2年2月17日付けの届出については、本日登録しました。

担当 事務職員（塙崎、福上）

電話 0561-32-8000

ファクシミリ 0561-32-2165